

第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達業務に係る入札説明書

令和8年7月3日に公告した第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達業務に係る総合評価一般競争入札については、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、会計法令、各県の会計規則及び本件公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に対して、質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 趣旨

第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド（以下「第3期クラウド」という。）は、現行のセキュリティ水準を維持しつつ参加自治体の「三層の構え」の見直しに対応できること、国が示す標準要件を適切に組み合わせて外部環境の変化に対応すること、そしてクラウドサービスを活用するなどコスト等を考慮した最適な構成とすることを目的として、更改を実施する。

なお、情報ハイウェイを相互に接続している鳥取県及び岡山県（以下「両県」という。）で共同利用を行うことにより、引き続き稼働後の運用経費の削減を図る。

令和8年度末に現行の鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウドの契約期限が満了するため、第3期クラウドの調達業務（以下「本業務」という。）に係る総合評価一般競争入札を行うものとする。

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達業務

(2) 調達内容

第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

両県の指定する場所

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札

(6) 共同調達に係る特記事項

第3期クラウドの構築・運用を効率的に行うため、両県において共通の仕様に基づき、両県の関係者で構成する第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達業務企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において落札者を決定するものであり、両県に対する企画提案書は同一の内容とし、入札金額及び経費見積書は鳥取県と岡山県の経費比率が4対6となる金額とすること。

落札者と両県は、提出された企画提案書の内容を基本として契約内容の協議を行い、委託仕様書を調製し、落札者と各県が個別に契約を締結する。

3 主催者及び事務局

(1) 鳥取県

（入札書及び委任状の宛名）鳥取県知事 平井伸治

（事務局）鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局

兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁5階）

電話番号 0857-26-7968

ファクシミリ 0857-26-8289

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>

(2) 岡山県

（入札書及び委任状の宛名）岡山県知事 伊原木隆太

（事務局）岡山県総務部デジタル推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号（岡山県庁4階）

電話番号 086-226-7265

ファクシミリ 086-235-9737

電子メール sec-cloud@pref.okayama.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 鳥取県参加資格

別紙1「入札に係る参加資格（鳥取県関係）」のとおり。

(2) 岡山県参加資格

別紙2「入札に係る参加資格（岡山県関係）」のとおり。

5 日程

基本的な日程の流れは以下のとおりである。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 令和8年7月3日(金) | 入札説明書等の配布開始 |
| (2) 令和8年7月16日(木) | 質問書の提出締切り |
| (3) 令和8年7月29日(水) | 入札参加資格審査申請書等の提出締切り |
| (4) 令和8年8月3日(月) | 入札参加資格要件の審査結果通知 |
| (5) 令和8年8月12日(水) | 入札(企画提案書等の提出) |
| (6) 令和8年8月18日(火) | 提案書説明会 |
| (7) 令和8年8月下旬頃予定 | 落札者の決定 |
| (8) 令和8年9月上旬頃予定 | 契約締結 |

6 入札参加資格確認申請手続等

(1) 入札説明書等の交付

ア 交付方法

3の各県事務局の場所にて交付する。また、各県事務局ホームページから入手することもできる。なお、業務仕様書(両県共通)については、いずれかの各県事務局において秘密保持誓約書(様式2)と引き替えに交付する。

イ 交付期間

令和8年7月3日(金)から同月29日(水)までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(2) 入札参加資格審査申請書等の提出

ア 提出書類

- ① 入札参加資格審査申請書(様式1)
- ② 会社概要(様式3) 共同企業体を構成する場合は、各社分を提出すること。
- ③ 業務担当責任者の実績等(様式5)
- ④ 類似業務の実績(様式6)
- ⑤ 共同企業体の構成(様式4) ただし、共同企業体を構成しない場合は提出不要。
- ⑥ 共同企業体協定書の副本((参考様式)を参照のこと。) ただし、共同企業体を構成しない場合は提出不要。

イ 提出部数

各県ごと1部

ウ 提出先及び提出方法

3の各県事務局宛てに持参又は郵送等(書留郵便その他これに準じる方法によるもの)に限るものとし、エの提出期間内に必着のこと。

エ 提出期間

令和8年7月3日(金)から同月29日(水)までの各日(休日等を除く。)の午前9

時から午後5時まで

(3) 入札参加資格要件の審査

入札参加資格の審査は、4の要件に基づき、各県において行う。

審査結果は、令和8年8月3日（月）付け文書により各県より通知する。

両県の審査結果で参加を認められた者（以下「提案参加者」という。）のみが、入札に参加することができるものとする。

なお、鳥取県については、次のとおりとする。

ア 審査により、鳥取県の入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年8月4日（火）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

イ 鳥取県知事は、アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和8年8月5日（水）までに書面により回答する。

(4) 業務仕様書等に係る質問

ア 提出書類

「質問書」（様式8）

イ 提出先及び提出方法

3のいずれかの各県事務局宛てに電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後は、電話で到達確認依頼を行うこと。

ウ 提出期間

令和8年7月3日（金）から同月16日（木）までの各日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで

エ 回答方法

受け付けた質問について、令和8年7月24日（金）までに3の各県事務局ホームページへ回答を掲載する。ただし、入札に直接関係のないもの、セキュリティ保持のため明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びに回答すること若しくは前記の回答方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない又は回答方法を変更する場合がある。

7 入札及び開札等

(1) 入札の際の提出物

ア 入札の日時及び場所

① 鳥取県

(ア) 日時

令和8年8月12日（水） 午後4時

(イ) 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地下1階 令和の改新戦略本部・総務部会議室

② 岡山県

(ア) 日時

令和8年8月12日(水) 午後4時

(イ) 場所

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁4階 総務部会議室

イ 提出書類及び提出部数

次に示す提出物を必要部数作成し、各県ごとに提出すること。

	提出物	各県当たりの提出部数	
1	応募申込書 (様式10)	社名及び代表者印有	紙1部
2	企画提案書 (様式は自由)	社名及び代表者印有	紙1部 電子ファイル ※1
		社名及び代表者印無	紙3部 電子ファイル ※1
3	企画提案書の概要 (様式は自由) ※2	社名及び代表者印有	紙1部 電子ファイル ※1
		社名及び代表者印無	紙3部 電子ファイル ※1
4	仕様項目対応表 (様式11)	社名有	紙1部 電子ファイル ※1
		社名無	紙3部 電子ファイル ※1
5	入札書 (〇〇県様式12)	社名及び代表者印有	紙各1部ずつ(「第1回」及び「第2回」分) ※3
6	経費見積書 (様式13) ※4	社名及び代表者印有	紙1部

※1 電子ファイルはPDF形式(ファイル内文字検索が可能なこと。)とし、CD-R又はDVD-R1枚に保存して提出すること。

なお、提出する媒体には、社名を記載すること。

※2 企画提案書の記載内容を基に作成し、審査会におけるプレゼンテーション資料に用いる予定のものとする。

なお、企画提案書を用いてプレゼンテーションを行う場合は、提出は不要とする。

※3 提出先に応じた様式を用いて作成すること。また、入札書の取り扱いは、(3)カを参照すること。

※4 様式13別添「経費見積額内訳書」を添付すること。

ウ 提出物に関する問合せ

提出された提出物の内容について、各県事務局が文書、電子メール、電話等により問合せを行う場合がある。

(2) 入札書等の提出方法

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)ア日時及び場所に入札書等を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状（様式9）を持参し、入札前に提出すること。入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、本人について記入し、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

イ 郵送等

本人が作成し、封印した入札書等を書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同乗第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、3の各県事務局の場所に、令和8年8月12日（水）の正午までに到着するように送付すること。この場合において、封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に2(1)の調達件名及び(1)アの入札日時を記載すること。

(3) 入札条件等

ア 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

イ 入札書の記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した本人について記入し、両県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

ウ 入札金額

入札金額は、業務仕様書の2.2の業務に係る一切の費用とし、各県ごとに提出する入札書には、鳥取県と岡山県の経費比率が4対6となる金額を記載すること。なお、費用の算出に当たっては、ハードウェアやソフトウェアを購入する経費を含めないこと。また、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100

に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 企画提案書等の記載方法

別紙3「企画提案書作成要領」に基づいて作成すること。

オ 経費見積書の記載方法

経費見積書(様式13)には、令和9年度から13年度までの単年度の保守・利用料(以下「年額利用料」という。)に記載すること。また、年額利用料に係る費用は鳥取県と岡山県の経費比率が4対6となる金額とすること。

なお、年額利用料の見積上限価格は、鳥取県は141,492千円、岡山県は212,238千円(いずれも消費税及び地方消費税の額を含まない。)とし、見積上限価格を超えた場合は、失格とする。

カ 再度入札

① 入札をした場合において、全ての入札参加者の入札価格が予定価格の110分の100に相当する金額を超える場合は、直ちにその場において再度入札を行う。その場合は、再度入札の入札価格をもって価格評価点を算出する。

② 再度入札は1回とする。(初度入札を含めて2回とする。)

③ 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

④ 郵便等による入札の場合は、2(1)の調達件名及び(1)ア入札日時を記載した内側の封筒に、「第1回」又は「第2回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

キ 開札

開札後、予定価格の110分の100に相当する金額の範囲内の応札者に限り、提案書説明会の開催及び評価を行う。

(4) 提案書説明会の日時、場所等

ア 日時

令和8年8月18日(火)(予定)

イ 場所、説明時間等

両県いずれかの地内、又はオンラインによる。説明時間は、一者当たり45分程度(プレゼンテーション30分、質疑応答15分)を予定し、プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容とする。なお、具体的な場所、説明時間、開始時刻等については、入札終了後に予定価格の110分の100に相当する金額の範囲内の価格をもって応札した者に対して通知する。

ウ 辞退

提案書説明会を辞退する場合は、「辞退届」(様式7)をアの日時までに3の各県事

務局に提出すること。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- ウ 談合してした入札
- エ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- オ 同一事項について二以上の入札をした入札
- カ 委任状のない代理人の入札
- キ 一方の県のみに入札書等を含む提出書類を提出した入札
- ク いずれかの県で予定価格の110分の100に相当する金額を超えた入札
- ケ その他、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

(6) その他

- ア 入札書及び委任状の宛名は、3のとおりとする。
- イ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札金額の訂正は認めないこととする。
- ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- エ 入札者が相連合し、又は、不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又は、これを廃止することがある。
- オ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は、これを廃止することがある。
- カ 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。

8 落札者の決定等

(1) 落札者の決定方法

別紙4「第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達業務 落札者決定基準」に基づき、総合得点の最も高い入札者を落札者とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、選定後速やかに、すべての入札参加者に対して、文書で通知する。

落札者とならなかった者は、通知を受理した日の翌日から起算して2日（休日等を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、落札者とならなかった理由について各県知事に説明を求めることができる。

なお、その回答については、説明を求めることができる期日の翌日から起算して5日

(休日等を除く。)以内に各県知事が書面で回答する。

(3) 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案書は無効とする。

ア 入札参加者が、正当な理由なく7(4)の提案書説明会に出席しなかったとき

イ 入札参加者の説明に虚偽の内容があったとき

ウ 入札参加者が、評価委員会の委員に対して入札に係る不当な働きかけを行ったとき

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として見積った契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて各県に提出しなければならない。この場合において、各県の定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。なお、各県の規程により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、各県の定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、各県の規程により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 入札保証金及び契約保証金の免除

入札保証金及び契約保証金の免除を希望する場合は、入札参加資格確認申請書の添付書類として、各県の規程に該当する者であることを確認(証明)する書類を提出すること。

10 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者と両県は、業務仕様書及び提出された企画提案書の内容を基本として契約内容の協議を行い、委託仕様書を調製し、各県が落札者と個別に契約を締結する。

(2) 契約の条件

契約を締結しようとするときは、契約者は、各県の定める暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

11 その他

(1) 入札に係る事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。

(2) 入札の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出された書類(電子的記録を含む。)は、落札者の選定を行うのに必要な範囲内にお

いて複写することがある。

- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 審査の内容及び経過については、公表しない。
- (6) 両県が配付する業務仕様書を第三者に開示又は配布してはならない。
- (7) 提出される書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項及び岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。